

神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

The obstacles to the relief of the environmental pollution victims in China : focusing on the acceptance of the suits

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2014-03-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 桜井, 次郎, Sakurai, Jiro メールアドレス: 所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/1824

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



中国における環境公害被害者救済の 阻害要因についての一考察 ——「不立案」問題を中心に——

櫻井次郎

1. はじめに

中華人民共和国（以下「中国」とする）の環境公害被害者が、その被害の救済を求める場合に取り得る手段には、当事者間の直接交渉、人民調停委員会による調停、行政機関による調停、海事仲裁委員会による仲裁、人民法院（以下「法院」とする）における訴訟、各種国家機関への陳情、及び実力行使などが挙げられる¹。

日本の公害問題の歴史に照らして考えると、高度経済成長期に水俣病やイタイイタイ病、四日市ゼンソクなどの公害の加害者側が積極的に被害救済に応じず、国及び地方公共団体も中立公正な立場で問題解決のための措置を講じてこなかったため、被害者は最後の望みとして訴訟に頼った。中国の環境公害の現状を見ても、環境汚染によって発生した「癌の村」に関する報道はすでに珍しくない。これらの公害発生地域でも、加害者が積極的に救済に応じていないのは容易に想像されるであろう。では、中国の公害被害者は訴訟によって救済されていないのであろうか。

本稿では、被害者救済において重要な役割を果たすはずの訴訟による救済に焦点を当てるが、訴訟プロセスのなかでも、中国の公害被害者が、救済を求めて提訴した際に最初に向きあわなければならない受理プロセスにおける「不立案」という問題について考察する。

2. 中国環境公害の被害救済に関する先行研究

2.1 「見舞金の罫」に嵌まる被害者

中国の環境被害者救済に関する先行研究としては、まず環境公害の被害者が訴訟を提起していないと指摘する B・ファン・ローエイらによる興味深い研究

1 王燦発「中国の環境紛争処理と公害被害者に対する法律支援」平野孝（編）『中国の環境と環境紛争——環境法・環境行政・環境政策・環境紛争の日中比較』（日本評論社、2005年）413-418頁参照。なお、海事仲裁委員会による仲裁は実際にはほとんどないとされている。中文では、紛争処理に焦点を当てた業績が蓄積されているアモイ大学の齊樹潔・林建文（主編）『環境糾紛解決機制研究』（厦門大学出版社、2005年）170-178頁を参照されたい。

がある²。これによれば、中国で裁判を受けたり実力行使をしたりする環境公害被害者はほんの一握りであり、大部分の被害者はそれすらできずに「見舞金の罠」(the compensation's trap)に嵌っているという。ファン・ローエイらは、中国西南地域で鉱物資源開発を進める村落で環境公害被害者への聞き取り調査を実施し、その考察結果をもとに、「発展を最優先課題とする価値観」(the development frame)及び「村民が自己の政治的能力及び地方政治に対して抱く悲観」(the pessimist frame)という観点から、公害被害者が「見舞金の罠」に嵌まる理由を説明する。

ファン・ローエイらの人類学的手法を取り入れた徹底した聞き取り調査は、公害問題に関する現地調査を受け入れない傾向のある中国においては希少であり、そのような調査に基づく説明にも説得力を感じず、その議論の中で「村民が抱く悲観」の部分については、村民がそのように悲観的になる理由の説明が不足しているように思われる。訴訟で争うことなく見舞金を選択する公害被害者は、訴訟による救済に対してなぜそのように悲観的になっているのであろうか。

2.2 中国の環境訴訟の限界について

中国の環境訴訟に関する研究はこれまで、法院によって訴えが立案され受理された後の課題を中心に検討されてきた。中国からの留学生である文元春及び張挺は、各々環境公害訴訟における差止論に焦点を当てて日本との比較を試み、公害被害の根本的な救済である差止めについて中国の立法や解釈論の問題点を指摘する³。また、文元春は不法行為責任法における責任負担方式についても検討している⁴。筆者は福建省の事例をもとに、訴訟による救済を阻害する法的問題と、個別の公害訴訟に対する地方党組の介入など現実の政治的問題を指摘した⁵。欧米における研究では、R・スターンが中国の環境訴訟を政治学の視点から分析し、被害救済を阻害する要因として証拠の収集、因果関係の証明、鑑定コストの高さ、期待に答え得る弁護士などの問題を指摘している⁶。

2 Benjamin van Rooij, Anna Lora Wainwright, Yunmei Wu, & Yiyun (Amy) Zhang (2012), "The Compensation Trap: The Limits of Community-Based Pollution Regulation in China", *Pace Int'l L. Rev.* 29(3), pp.701-745.

3 文元春「中国の環境汚染民事差止についての序論的考察(1)、(2・完): 中国の学説および判例を中心として」『早稲田法学会誌』61(1) 383-438、62(1) 237-282 頁、張挺「公害・環境訴訟における差止論の現状と課題——差止に関する日中比較研究(その一、二)——」『立命館法学』341号、343号。

4 文元春「中国不法行為責任法における責任負担方法」『中国研究月報』65(5) 25-40。

5 櫻井次郎「中国における環境公害訴訟の現状」『中国21』vol.35、93-111 頁。

6 詳細は、Rachel E. Stern (2013), *Environmental Litigation in China: A Study in Political Ambivalence*, NY; Cambridge University Press, pp.50-70 などを参照されたい。また、Elizabeth ↗

このように訴えが受理された後の裁判プロセスにおいて被害救済を阻害する要因については、ここ 10 年ほどで不十分ながらも研究が進みつつある。一方、実際に争われた環境訴訟の結果を収集した分析からは、訴えが受理され判決が言い渡されたケースに限れば、被害者の賠償請求の一部が認められるなど何らかの救済に至ったケースの方が、救済が全くなされていないケースよりも多いとされている⁷。

このように訴えが受理されさえすれば何らかの救済が得られる見込みが少なからずあるにも拘らず、公害被害者が法院への提訴を選択しないとすれば、訴訟が受理された後の裁判プロセスにおける問題のみでなく、訴訟の受理プロセスの問題も考察されるべきであろう。実際に中国では、被害者が訴えを提起しても法院がそれを受理しないケースが指摘されているものの、その具体的状況や社会的背景についての検討はなされてきていない⁸。中国における環境汚染の現状やそれに関する苦情件数に比して、環境訴訟の件数が少なすぎるという指摘も中国国内でなされており⁹、中国の訴訟における受理プロセスの検討は不可欠であろう。

2.3 「不立案」とは

中国の民事訴訟の受理プロセスに視点を移したい。中国の民事訴訟における「受理」は、「提訴の審査」と「立案」というプロセスから構成され、「提訴の審査」は原告による提訴（訴状または口頭による）が民事訴訟法 119 条に規定された 4 つの提訴要件を満たしているかどうかの審査とされる¹⁰。そして、「提訴要件を満たしているものについては、7 日以内に立案して当事者に通知し、提訴要件を満たしていないものについては、7 日以内に裁定書を作成し不受理とすべきである」（同法 123 条 2 項）とされている。

さて、ここで問題は、中国では「不受理」は「立案」された後の審査であると認識されていることである¹¹。最高人民法院が 1997 年 4 月 21 日に地方の法

↘ Economy (2004), *The River Runs Black: The Environmental Challenge to China's Future*, Cornell University Press. では、裁判官が法律を理解していないことが阻害要因として指摘されている。

7 例えば、調査対象とされた 66 件中 49 件は何らかの賠償を受けているという指摘がある。Benjamin van Rooij (2010), "The People vs. Pollution: understanding citizen action against pollution in China," *Journal of Contemporary China* 19(63), 55-77 参照。また、R.Stern (2013: 138) では、調査対象とした判決のうち、一部でも損害賠償が認められたケースは全体の 66.2% だったとされている。

8 文元春「第 10 章 環境」『入門中国法』（弘文堂、2013 年）183 頁参照。

9 以下のウェブサイト（中文）は、全国政治協商会議における提案を紹介している。

http://news.xinhuanet.com/misc/2008-03/08/content_7746377.htm

10 江偉（主編）『民事訴訟法（第二版）』（高等教育出版社、2004 年）265 頁参照。

11 立案と受理の関係については、木間正道・鈴木賢・高見澤磨・宇田川幸則『現代中国法入

院に示した「人民法院の立案工作に関する暫定規定」の第11条によれば、「審査を経て法定の受理要件を満たしていないにも関わらず、原告が提訴を堅持した場合には、不受理裁定にすべきである」と指示されている。ここで重要な点は、法律上は上述のように提訴要件を満たしていなければ7日以内に裁定書を作成し不受理とすべきとされているにもかかわらず、人民法院内部の規定で「原告が提訴を堅持している」ことが「不受理裁定」の前提条件として追加されていることである。

さらに、北京市高級人民法院の「民事案件の立案材料の要求に関する規定(試行)」(2004年12月29日施行)によれば、集団訴訟ではすべての原告の身分証明書のコピーが提訴要件とされており(第4条第2項(三))、労働争議に関しては仲裁裁決書のコピー又は仲裁機構による不受理裁定書のコピーが提出されなければならない。このように立案をめぐる提訴要件は、原告にとっては不透明な法院の内部規定によって定められている。

以上の法律及び法院の内部規定を総合的に判断すれば、中国では原告から訴訟の提起がなされても、法院が提訴要件などを口実に立案を引き伸ばせば、不受理裁定すらなされずに被害者の訴えが宙に浮いてしまうこともあり得る。このように被害者が提訴しても、不受理裁定が書面で伝えられずに訴訟の実質的な審理に至らない状態が、一般的に「不立案」と呼ばれる。

3. 現実に見られる「不立案」

以上の検討から、中国では不受理裁定が文書で通知されずに実質的な審理もなされない状況が生じ得ることは明らかとなった。しかし、このような状況は実際どれほど生じているのであろうか。

この「不立案」については、そもそも訴えそのものが無かったことにされるに等しいため統計資料もなく、その全体像を把握するのは難しい。日本においてこの問題に焦点を当てた研究は見られず、そのため問題自体が認識されず、例外的な状況に過ぎないと見做されることが多いように思われる。そこで本稿では、中国の学術誌論文等及び筆者の法院でのヒアリング調査をもとに、実際の訴訟プロセスで発生している「不立案」について検討する。

3.1 中国の学術誌論文等に見られる「不立案」

(ア) 政府により強制立ち退きを求められた農民が鄭州市中級法院に提訴した事例¹²

\\門 [第5版]] (有斐閣、2009年) 254頁も参照されたい。

12 李小青「拆遷不立案是“中国特色”之說掩蓋“權大于法”」『法与生活』2013年第4期下、ノ

鄭州市中級法院に属する裁判官が、農民による提訴が要件を満たしているかどうかを審査した後、提訴した農民に対して「このような案件を立案しても、法院は管理しきれない」、「このような状況は我々中国の特色であり、あなたも我々下級の苦しみに同情してくれないか」と述べ、立案しなかったとされる。この裁判官が言う「管理しきれない」の意味は、法院の政治力が低いため問題を解決できないということのようだが、立案をするかどうかは民事訴訟法 119 条における受理要件をもとに判定すべきであり、明らかに法定の手續を逸脱していると言えよう。この案件からは、法律とは関係のない政治的な理由から「不立案」となる現状が伺える。

(イ) 北京市の弁護士が、天津市の法院の立案受付室で担当の裁判官に殴打された事例¹³

本件の弁護士は、天津市在住の 11 人の原告の委託を受けて北京市の法院に提訴したが、その提訴の審査をした裁判官は、弁護士に対して「私が法院で、法院は私だ。私が不立案と言ったら、絶対に不立案だ」と叫んだとされる。提訴者に対する裁判官の不遜な態度を示す事件だが、この事例では弁護士がメディアに事件の詳細を伝え、メディアがこれを取り上げたため明らかになった。法律を意に介さない裁判官の存在を示す事例と言えよう。

(ウ) 河南省のエイズ村で全く立案がなされない事例¹⁴

河南省のエイズ村についてはすでに多くの報道があるが、この地域ではこれまでにエイズ患者による提訴が少なからずなされているという。汪によれば「多くの地方法院は自分たちで内部規定を策定し、自らの手に余る案件や、処理の難しい案件については、きっぱり立案しないと規定」しており、「某高級法院が発した内部規定によれば、資金集めに関する紛争、土地紛争、リストラ関係紛争など 13 種類の“広い範囲に影響を及ぼし、敏感性が強く、社会の関心が高い”案件については暫定的に受理しない」とされているという¹⁵。ここでは、法院が自らの手に余る案件を「不立案」にするよう内部規定を設けていることまで明らかにされている。少なくともこのような内部規定が設けられている地域では、「不立案」は例外ではなくルール化された手続きの一環である。

(エ) 中国石油黒竜江尚志販売支店を解雇された元従業員 42 名の事例

2008 年、中国石油黒竜江尚志販売支店を解雇された元従業員 42 名が解雇の撤回を求めて提訴した事件で、尚志市の法院は 3 年間以上この問題を放置して

↘ 33 頁。

13 桃源「誰は法院？」『瞭望新聞週刊』2006 年 8 月 28 日、9 頁。

14 汪文淵「民事不立案問題研究」『青海社会科学』2009 年第 2 期、175-177 頁。

15 同上汪、177 頁。

立案しなかった。この事件について、「比較的激しく手に余る矛盾」に対して、法院は「習慣的に回避する」傾向があると指摘されている¹⁶。

(オ) 周強（最高人民法院長）に対する雑誌『求是』のインタビュー

周は『求是』のインタビューに答える中で、「人民のための司法を実践するため、法院はどのような方面における工夫に重点を置くのか？」との質問に対して、重点を置くべき3つの問題の1つとして「訴訟における障害の除去」を挙げ、「訴訟における障害」として「立案」のプロセスに言及し、さらに「いくつもの地方の立案手続きの過程で立案するか否かなどの問題が存在するため、これを確実に改善し、法にもとづいて人々の裁判を受ける権利を保障しなければならず、確かに立案の条件を満たさない場合には、すぐにしっかりと説明しなければならない」と述べている¹⁷。

以上の学術誌論文などから、中国では確かに法院が立案を回避する「不立案」問題が広く発生していると言えよう。しかも、救済すべき被害が深刻であれば猶更、そのような案件は法院の手に余るものとして立案すら「習慣的に回避」されている状況が指摘されている。急速な工業化の進展に伴い深刻化する環境公害は、その被害が広域化すると同時に健康被害も深刻化しており、まさに「法院の手に余る」問題となっているのではなかろうか。

3.2 法院でのヒアリング調査で確認された「不立案」

筆者は2010年3月4日の夕方、中国西北地方の某中級都市の某区法院において同法院の行政部の裁判官に対してヒアリング調査を実施した。法院における環境公害訴訟の有無について質問した際、同裁判官は民事部がもし環境公害訴訟を立案すれば「進退両難」（進むのも退くのも困難なジレンマ）にならざるを得ないと回答した。つまり、すでに深刻になっている環境公害に関する提訴を受理すれば、その裁判官がどのような調停をしたとしても矛盾を解消することは困難で、判決などを出せば紛争が更に激化する恐れもあり、どちらにしても裁判官が立案しない選択をするのは無理もないこと、という回答であった。

また、2013年9月17日午後中国西南地方の某市（県クラスの市）¹⁸法院の地方支部において、同支部に所属する裁判官5名及び同地域の中級法院の裁判

16 賀方「“習慣性回避”只会加剧社会矛盾」『共产党员』2011年第9期上、34頁。

17 楊紹華、申小堤「努力讓人民群眾在每一個司法案件中都感受到公平正義——訪最高人民法院黨組書記、院長、首席大法官周強」『求是』2013年16期、11-14頁。

18 中国で「市」と呼ばれる行政単位には「地区クラスの市」と「県クラスの市」があり、前者が後者の上のクラスとなる。ちなみに、「地区」の上が「省・直轄市・自治区」となり、「県」の下に「郷・鎮」となる。

官2名、計7名に対してヒアリング調査を行った。この際、「環境訴訟の受理件数の増減」についての質問をしたところ、「環境訴訟は減ってもいないし増加もしていない」という返答であったが、その理由として、「提訴の審査段階で環境保護局をはじめ関係する行政機関との情報交換に努め、行政機関に対して提訴者が抱える問題を積極的に解決するよう働きかけると同時に、提訴者に対しても状況を説明して説得しており、このような活動の成果として環境訴訟が増えていない」という回答があった。このヒアリングから、提訴の審査段階において基層法院が実際の問題解決を図っていること、さらに裁判官がこれを当然の職務と意識していることも明らかとなった。提訴した当事者に対して、提訴要件の審査段階で訴えを取り下げさせる働きかけが行われているのである。

4. 「不立案」はなぜ起こるのか

これまでの検討から、中国では被害の救済を法院に訴えたとしても法院により立案されず、法にもとづく救済が得られないケースが存在することが明らかとなった。ここでは、このような「不立案」問題の背景について考察を深めたい。

4.1 紛争の成り行きを懸念する裁判官

立案をめぐる状況をまとめると、そこに登場する裁判官が、立案を回避する際に「訴訟後の紛争の成り行き」若しくは「訴訟による社会への影響」を強く懸念していることに気付くであろう。つまり、裁判官が立案を拒む重要な理由の一つとして、立案しても紛争を解決できないことを懸念している、ことが指摘される。

例えば、(ア)のケースの裁判官は、提訴された案件を自分たちが「管理できない」(中国語で「管不了」)ことを理由に、提訴した当事者に対して訴えを取り下げるよう説得している。(イ)のケースでは、裁判官が弁護士に暴力を振るってでも立案しない決定を押し通そうとしている。また筆者のヒアリング調査の対象とした裁判官は、深刻な環境公害に関する訴訟を立案すれば裁判官自身が「ジレンマ」に陥るだろうと述べている。

(ウ)で紹介された高級法院の内部規定は、これらの裁判官が決して例外的で特別な判断をしているわけではなく、むしろこのような判断が組織的に導かれている可能性を伺わせる。「“広い範囲に影響を及ぼし、敏感性が強く、社会の関心が高い”案件については暫定的に受理しない」と定めた内部規定、そして「自らの手に余る案件や、処理の難しい案件については、きっぱり立案しな

い」とする内部規定は、ともに紛争後の成り行きが懸念されれば、「暫定的に受理しない」または「立案しない」という決定が法院全体で統一的に執行されることを担保するものである。

さらに（エ）では、「比較的激しく手に余る矛盾に対して、習慣的に回避する」傾向が指摘されている。「比較的激しく手に余る矛盾」を「習慣的に回避する」理由は、まさに「訴訟後の紛争の成り行き」を懸念しているからと言えるであろう。

4.2 重大敏感案件のリスク評価

このような紛争の成り行きに対する懸念は、中国の法院で組織的に行われ始めた「重大敏感案件のリスク評価システム」において最もよく表れている。2011年2月、最高法院が地方の各法院に示した「新たな情勢の下で基層法院の基礎建設を更に強化することに関する若干の意見」（以下、「意見」とする）では、各クラスの法院に対してこのリスク評価システムを構築するよう命じた。

重大敏感案件のリスク評価については、意見に先立ち、2010年4月には青海省高級法院が「重大事項に対して社会安定リスク評価を実施することに関する意見」を、2011年5月には海南省洋浦開発区法院が「重大敏感案件のリスク評価及び予防コントロールのための分級管理辦法」を制定している。

国家法官学院の朱昆によれば、重大敏感案件とは「社会の安定と密接に関係し、法律の適用が難しい事件」とされる¹⁹。具体的には、①計画出産など国家の政策に関係する、又は住民の立退きなど地方政府の行為と関係する案件で、現行の政治体制の下では法院による処理が困難な案件、②社会の高度な注目を集め、全国規模の世論の高度な高まりを引き起こす案件などがある。

先の青海省高級法院及び海南省洋浦開発区法院の内部規定は、このような重大敏感案件をそのリスクの大きさに応じて3段階に分けて管理し、それぞれのリスクの大きさに応じた処理手続きを定めている。そして、最も敏感な案件については、「立案前に訴訟以外の手段で矛盾を解消し紛争を解決するよう当事者を導く努力をし、敏感案件の分流活動をしなければならない」とされる²⁰。

また、陝西省宝鶏市の政法委員会（警察、法院、検察を指導する共産党内の委員会）は、同地域の政法機関（警察、法院、検察機関）においてこの重大敏感事件に関する社会安定へのリスク評価を行った結果、苦情申立て全体の中で訴訟に関係する申し立ての割合が、2008年の57%から2010年の34%と大き

19 朱昆「論法院重大敏感案件の風險評価与处理」『行政与法』2013年03期、104頁参照。

20 朱昆「論法院建立敏感案件風險評価制度的必要性」『人民司法』2012年11期、106頁参照。

く減少し、社会矛盾の解消に大きく貢献したと喧伝している²¹。

なお、このようなリスク評価システムの構築に当たっては、中国の最高行政機関である国務院が定めた「大型群衆性活動の安全管理条例」をもとに各地方で制定された関連法規が参照されており²²、社会の安定という国家目的に貢献するため、行政的な手法が導入されたと見ることも出来よう。

以上の重大敏感案件に対する法院等の対応から、先に述べたように「訴訟後の紛争の行方」を懸念しているのは、裁判官個人のみでなく、中国の法院全体であると言えよう。法院がこのように「訴訟後の紛争の成り行き」を懸念する背景としては、法院に求められる政治的役割が指摘される²³。

4.3 「法律効果」と「社会効果」の有機的統一

朱は、重大敏感問題に対して「機械的に法執行し、盲目的に判決をする」ならば、「単純な法律問題が、普遍的に存在する社会問題へと激化して転化する可能性があり、社会の安定に影響を与えるかもしれない」と述べ、そうならないよう「判決が当事者と社会公衆に受け入れられるかどうか観察しなければならない」と主張する²⁴。

このように実際の裁判において法律を厳格に適用するのみならず、その判決が「当事者と社会公衆に受け入れられるかどうか」を重視することへの要請は、1999年に最高法院が地方の法院に通知した「全国の民事案件審判の質と量に関する座談会議事録（原語では「全国民事案件審判質量工作座談会紀要」）」においてすでに見られる。同議事録の二（二）では、不動産案件などの新型紛争については「法律規定と現実状況の間の結合点を注意深く探す」こと、そして「社会効果を求めること」を要請している。

このような法院に対する「社会効果」重視の要請は、中国共産党中央委員会（以下、「中共中央」）が1992年7月22日に出した政法機関の業務に関する文書、及び2006年5月3日に出した法院と検察院の活動強化に関する文書にも見られ、近年では「法律効果と社会効果の統一」と称されている。

21 新華社の以下 URL の Web ページ参照（2013年9月28日閲覧）。

http://www.sn.xinhuanet.com/2010-07/27/content_20453727.htm

22 前掲注朱（20）、105頁参照。

23 中国の法院は憲法で「独立して裁判権を行使し、行政機関、社会团体及び個人による干渉を受けない」（126条）と謳われているにも関わらず、実際には党委員会による「審査承認制」のもとで党の指導に従わねばならず、人事及び財政も地元政府から独立していない。三権分立も否定され国家権力が民主集中制の名のもとに全国人民代表大会に集中している中国において、法院の政治的性質は日本人が一般にイメージする裁判所とは明らかに異なる。詳細は木間正道（1999年）「中国の裁判制度と『裁判の独立』の原則」明治大学法学論叢 72巻1号など参照。

24 前掲注13、107頁。

なお、ここで言う「社会効果」について、最高法院の李国光副院長は「矛盾を解消し、社会の安定を維持し、国家利益を守り、社会の正義及び公德を守り、市場主体の合法的権利・利益を保護し、裁判結果の実現可能性及び高い公認度を保障すること」と説明している²⁵。ここで言う「社会効果」には、実際に紛争の原因となっている「矛盾の解消」や、それを通じた「社会の安定の維持」、及び「国家利益」を守ることも含まれている。

また、法院に対してはこのような「社会効果」に対する要請のみならず、「政治効果」の考慮も求められている。最高法院の江必新副院長は、「孤立封鎖的な法律中心主義」を批判し、「法律効果と政治効果の統一を実現しなければならない」と述べる。そしてそのために、「司法の裁判が党の執政地位及び基礎をしっかりと固めるうえで有利かどうかについて必ず考慮しなければならない」と法院の政治的役割を強調している²⁶。

4.4 「社会効果」重視の背景

中国の裁判官が紛争の成り行きを懸念する理由として、法院に対して訴訟の「社会効果」を求めることへの要請、具体的には矛盾の解消や社会の安定維持が要請されていることを指摘した。またさらに、このように訴訟の「社会効果」が要請される背景について考えるならば、先に指摘した政権の安定という政治的要素のみならず、歴史的に中国の帝政期から続く裁判に対する人々の期待や紛争解決のあり方も考慮に入れるべきであろう。

まず、中国における紛争解決のあり方については、「法を司る者と当事者となるべき者との双方の力量の不足、紛争形態自体、及び、紛争に対する認識の仕方の三者」が決定するという²⁷。中華人民共和国における紛争解決が「個別具体的問題における権利・義務関係を確認するだけではならず、当事者及び彼らを取りまく人々の人間関係の修復をも要求する」のは、「説理者として紛争解決に臨まないかぎり、権利・義務関係を確認したところで、むしろ殺傷沙汰へと導いてしまう場合さえあるという中国の紛争認識及び紛争自体」に起因するからである²⁸。

ここで「当事者及び彼らを取りまく人々の人間関係の修復」が訴訟の「社会効果」の一つと言えるのならば、現政権が訴訟に「社会効果」を要請するのは、法院の力量、紛争形態、及び紛争に対する認識が「社会効果」要請の背景

25 「法律効果と社会効果の有機的統一」について詳細は、坂口一成『現代中国刑事裁判論——裁判をめぐる政治と法』（北海道大学出版会、2009年）、338-348頁参照。

26 江必新「正確認識司法与政治的關係」『求是』2009年24期、52頁参照。

27 高見澤磨『現代中国の紛争と法』（東京大学出版会、1998年）、i頁。

28 前掲注、217-218頁参照。

として指摘されるであろう。

次に、中国の清代における裁判のあり方に関する研究をもとに、西洋型近代法のルール型に対して、中国的な「非ルール型」法の認識を主張する寺田浩明によれば、中国の人々のなかには「誰もが認める一つの正しさ」＝「公論」というものが必ずある筈であり、裁きはそれにこそ依るべきであるという強い確信²⁹があり、裁判では「事態毎に異なる全背景事情を汲んだ総合的な判断」が求められるという²⁹。

裁判に対するこのような人々の意識の現在に至るまでの連続性を肯定できるか否かについては更なる検証を要するであろうが、ルールにもとづく判決では納得できない人々が「天理人情」に基づく判決を要求する様は、近年話題となった許霆事件などでも確認されているとおりである³⁰。このような裁判に対する人々の意識についての連続性を肯定できるならば、中国では一般の人々の裁判に対する期待に、そもそも「社会効果」が内包されていると言えよう。

5. まとめ

本稿は、裁判を通じた中国の環境公害被害者救済の阻害要因のうち、その始まりの段階で被害者が遭遇する「不立案」問題に焦点を当て、その現状と背景について考察した。このように法院が自らの調整能力を超えられる案件を立案せず回避し続ければ、公害被害者の救済は進まず、環境公害による社会的費用に対する社会的認識も高まらないであろう。

他方、この問題については民法の専門家、実務家も重視しており、民事訴訟法改正プロセスにおいて「我が国の受理制度はすでに当事者が法院に訴えるうえでの障害となっており」、「法律によって訴訟は当事者の提訴から始まると明記すべきである」という主張もなされている³¹。また、立案のための「審査」をなくし「登記制度」に改めるべきだという主張も見られる³²。

このような議論を受け、2012年改正民事訴訟法の第123条には、「人民法院は当事者が提訴の権利を法律の規定に基づき享受することを保障する。」という文言が新たに加えられた。この法改正のもと、「提訴の権利」は今後保障されていくのであろうか。本稿で検討した「不立案」の現実、法院に政治的機能

29 寺田浩明「「非ルールの法」というコンセプト——清代中国法を素材にして」『法学論叢』第160巻第3・4号、63-64頁参照。

30 鈴木賢「中国的法概念の特殊性について——非ルールの法のゆくえ」『国際哲学研究 別冊2』（東洋大学国際哲学研究センター、2013年）、7-20頁参照。

31 最高人民検察院法律政策研究室編著『民事訴訟法修改研究総述』（吉林人民出版社、2006年）、239-240頁参照。

32 江偉（主編）『民事訴訟法典專家修改建議稿及立法理由』（法律出版社、2003年）、215-216頁参照。

が要請されていること、そして判決に対して「事態毎に異なる全背景事情を汲んだ総合的な判断」を期待する人々の裁判意識などを考慮に入れると、「提訴の権利」の保障は困難なようにも思われる。

他方、現在悪化する環境問題は、公害被害者の迅速で公正な救済がなされなければ解決困難であり、被害者の「提訴の権利」の保障に対する要請も以前よりは高まっている。本稿では十分に検討できなかったが、環境公害被害者が遭遇している「不立案」問題についても、今後さらに調査と資料収集を進め、考察を深めていきたい。

※本稿は、2013年9月7日（土）に北海道大学で開かれた現代中国法研究会第22回研究集会における報告内容に大幅な追加修正を加えたものである。

[追記] 本研究は科学研究費助成事業（挑戦的萌芽研究、課題番号23651035、代表者：櫻井次郎）の助成のもと進められている研究成果の一部である。